

住 所	
氏 名	様

京都市長

付けで申請のあった医療費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受給者氏名	番 号 受給者	
支給金額	円	
支給予定日	午前 時～ 時 午後	
支給方法	で支払います。	

※口座振込による支給日は、支給予定日より数日遅れることも
ありますので、ご了承ください。

[illegible]

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）を知った日の翌日から起算して6個月以内に京都市に報告して、京都地方裁判所へ自分の取消しの訴えを提起することもできず（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

《受給者証をお使いになるにあたって》

- ①健康管理をこころがけましょう。
- ②かかりつけ医をもちましょう。
- ③かかりつけ薬局をもちましょう。
- ④重複受診は避け、薬は医師の指示どおりに使いましょう。
- ⑤できるだけ診療時間内に受診しましょう。

京都市の福祉医療費支給制度（老人医療、障害者医療、ひとり親家庭等医療、子ども医療）は、公費により支払われています。適正な受診等について、ご理解とご協力をお願いします。

《ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存知ですか》

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分をもつ比較的安全なお薬です。ジェネリック医薬品を使用することでお薬代が安くなる場合があります。使用にあたっては、医師や薬剤師にご相談ください。